



セカンドオピニオン

株式会社名古屋銀行

公表日：2021年11月1日

めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク

ESG推進室
担当アナリスト：宇佐見 剛

格付投資情報センター（R&I）は、名古屋銀行が策定した融資フレームワーク「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」フレームワークを評価対象として次の内容についてオピニオンを提供する。融資フレームワークについて「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²に対して総合的と評価した。オピニオンの構成は次の通り。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 名古屋銀行の「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」推進に係るサステナビリティ方針
3. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について
 - (1)KPIの選定
 - (2)SPTの設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポートニング
 - (5)検証
4. まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

名古屋銀行は経営理念として社是「地域社会の繁栄に奉仕する。これが銀行の発展と行員の幸福を併せもたらすものである」を定めている。2021年10月に「サステナビリティに関する基本方針」として、顧客と地域社会の間で「地域経済の活性」と「共有価値の還元」をサステナブルな共創のサイクルとして定めた。基本方針の目的は、環境・社会的課題の解決に向けた基本的な考え方を明文化することで、地域社会を支える金融機関として課題解決へ取り組み、持続可能な社会の実現及び持続的な企業価値向上を目指すものである。環境と社会における課題解決への取り組みは、自行の持続的な成長につながる機会と位置づけ、重要な経営課題として取り組むとしている。基本方針は経営戦略立案における基本的な考え方として位置づけられている。

国内外におけるカーボンニュートラルへ向けた取り組みを始めとするサステナビリティ活動の進展と、これらに資する取り組みとしてのサステナビリティファイナンスの進展を踏まえ、基本方針の公表に合わせ地域社会に責を持つ金融機関として、顧客のサステナビリティに係る取り組みを支援すべく、「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」を導入した。

「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」は「サステナビリティ・リンク・ローン原則」に従いながら、そのSPTsは名古屋銀行の「サステナビリティに関する基本方針」に則っており、中堅・中小企業が取り組み易く設定されている。

R&Iは本フレームワークが国内外で策定されているサステナビリティ・リンク・ローンに係る原則・ガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³フレームワークの骨格や考え方及び業務プロセスを確認し、整合的であるかどうかについての意見である。

2. 「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」推進に係るサステナビリティ方針

名古屋銀行は持続可能な社会の実現に向けた方針として 2021 年 10 月に「サステナビリティに関する基本方針」を公表した。



[出所：名古屋銀行 Web ページ]

基本方針は社是の体現を通じて持続可能な社会の実現に貢献することを認識し、経営戦略立案の基本的な考え方としての位置付けを与えられている。名古屋銀行は地域社会を支える金融機関として環境・社会的課題の解決に真摯に取り組むことで、持続可能な社会の実現への貢献と持続的な企業価値の向上を目指す。管理推進は頭取を委員長としたサステナビリティ委員会にて定期的に審議を行い、その結果を取締役に報告し、経営戦略に反映する体制を構築している。サステナビリティの開示については、2021 年 10 月に TCFD 宣言への賛同表明を行い、気候変動リスク・機会に関する開示の充実に努める。

基本方針では、環境課題の柱として気候変動を挙げ、グループ全体で環境負荷軽減や地域の環境保全・貢献活動に取り組むとしている。これに資する取り組みとしてサステナビリティファイナンスを実践し、脱炭素社会の実現に向けた課題解決に資する投融資を積極的に支援する。

「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」はサステナビリティファイナンスの実践のため設定するものである。名古屋銀行の主要顧客は中堅・中小企業であり、大企業が中心であったサステナビリティへの取り組みが浸透しつつある層である。特にカーボンニュートラルへの取り組みは、サプライチェーン等を通じた影響が広がりを見せており、事業の持続可能性における課題の一つとなっている。一方、中堅・中小企業は経営資源や規模が大きくなく、サステナビリティへの取り組みに関するサポートへのニーズは高い。名古屋銀行は中堅・中小企業のサステナビリティへの取り組みのツールとして活用されることを企図し、フレームワークを策定した。これは名古屋銀行の「サステナビリティに関する基本方針」の取り組みの一つとして明確に位置付けられる。また、国内外の原則・ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に整合的である。

3. 「サステナビリティ・リンク・ローン原則」 及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」に対する整合性について

名古屋銀行はフレームワークによる「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」を「サステナビリティ・リンク・ローン原則」および環境省「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」と整合的であるとしていることから、R&I はガイドラインにおける確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を中心にサステナビリティ・リンク・ローンの5要素について評価した。

(1) KPI の選定

① 設定される KPI

フレームワークでは次の KPI を設定可能である。

- A) エネルギー効率
- B) 温室効果ガス排出
- C) 再生可能エネルギー
- D) 上記以外の個別設定

A~C の KPI は環境面のサステナビリティに関する指標のなかでも、地球温暖化の緩和策に係る取り組みである。地球温暖化対策は多排出企業のような特定の業種にとってのみ持続可能性に関わる課題ではなく、既に多くの企業にとって自社のサステナビリティに係る課題となっている。名古屋銀行はこの認識の下、設定可能な KPI を定めている。また、D についてもこれら 3 つの KPI に関連し、名古屋銀行の「サステナビリティに関する基本方針」に則ったものである。実際の設定にあたっては専門家の意見を取り入れたうえでなされる。サステナビリティに係る取り組みを推進するためには企業自ら KPI を測定することが必要であり、フレームワークでは自ら KPI を測定できる企業であることを条件としている。取り組み検討時点で KPI の計測ができない企業に対しては、外部コンサルティング等を紹介することで、計測ができるよう支援する。

② KPI の重要性

候補となる KPI は地球温暖化緩和に対する貢献を図るものである。候補の KPI に係る取り組みは、全ての企業にとって自社の持続可能性と社会の持続可能性に資する取り組みであり、重要な指標といえる。名古屋銀行はこの認識のもと KPI を設定する。また、顧客のサステナビリティに係る取り組み及び理解について SDGs への取り組みを通じて確認する。

KPI の選定に係るプロセスは、営業店が中心となって企業と対話したうえで法人営業部に対して事前に申請し、法人営業部サステナブル推進担当が KPI の重要性等に係る要件の確認を経て、法人営業部サステナブル審査担当が審査を実施する。企業と直接対話する営業店が中心となることで、企業の持続可能性に係る取り組みを整理し、その結果を顧客と直接接しない法人営業部サステナブル審査担当が確認することで客観的な判断を可能としている。

(2) SPT の設定

① SPT の概要

フレームワークにおいて SPTs は野心的かつ有意義なものとして設定されることが求められる。SPTs は企業の中核的かつ重要な事業領域のサステナブルな取り組みにおける数値目標と位置づけられている。SPTs は融資期間において年度ごとの目標として設定される。借り手の企業に対して自社のサステナビリティ目標と SPT は整合性があることをフレームワークは求めている。

② SPTの野心性

SPTsの野心性はいくつかの観点から判断される。

- A) 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対値、国・地域単位又は国際的な目標値を参考とし、目標値と比較して同等以上の水準となっているか？
- B) 同等あるいは同業他社と比較した場合におけるSPTsの相対的な位置づけについてそれ以上の水準となっているか？
- C) 自社の過去のトラックレコード水準(過去3年以上)に加え、アップトレンド、ダウントレンドを加味した水準となっているか？

A乃至Cの観点は原則やガイドラインが求める野心性判断に係る観点と同様である。名古屋銀行では主な対象企業が中堅・中小企業であることを勘案し、より適切な設定へ誘導できるようCを必須とし、AかBのいずれかを満たすことを原則としている。

③ SPTの達成手段と不確実性要素

名古屋銀行はKPI・SPTsの設定のプロセスを通じて、サステナビリティ目標とSPTsの整合性やSPTs達成へ向けた手段についての概要を確認する。不確実性はこのプロセスを通じて洗い出されるものと考えられる。

④ SPTの妥当性

SPTsの決定プロセスは対象企業と営業店及びサステナブル推進担当のコミュニケーションを通じて検討されるものであり、名古屋銀行は積極的にその設定に関わっていく。SPTsの野心性・有意義性はローンの取扱いチェックシート表に基づきサステナブル審査担当によって判断される。

原則やガイドラインはKPI・SPTsの適切性は外部レビューを取得するべきもしくは内部の専門知識を文書化したものを企業は提供するべきことを求めている。フレームワークの体制は名古屋銀行内でSPTの妥当性が判断されることから、いずれにも該当性はないが、対象となる企業が中堅・中小企業であり気候変動対策を促進することが目的であること、及び企業との直接対話がない本部組織であるサステナブル審査担当が判断することなどから、原則・ガイドラインの要件に整合的なSPTsが設定される体制があると考えられる。

(3) ローンの特性

フレームワークにおいてファイナンススキームのインセンティブ設計によりSPTsの達成を促す仕組みが必要であることが示されている。インセンティブ設計はSPTsの達成状況に応じて金利水準を変更するものである。融資期間中の各決算期に対応したSPTsを設定し、これに対する達成可否をレポートニングの内容から判定する。達成時には金利水準を次の判定の間まで通常の金利から引き下げ、未達成時は通常の金利水準を維持するか、または引き下げた水準から通常の金利水準へ戻す。達成時の金利の引き下げは累積しない。

このインセンティブ設計は原則やガイドラインが求める通常的设计である。また、R&Iは達成時の金利の引き下げ幅がインセンティブを生じさせるに十分な水準であることを確認している。

(4) レポートニング

フレームワークにおいてレポートニングは年に一度、企業の決算期の値をもってSPTsの達成状況を確認するものとして定められている。企業は第三者の専門機関に確認を受けた上でレポートニングを実施する。レポートニング情報の公開は特段求められない。

原則では公開は「べき事項」ではないが、ガイドラインにおいてはサステナビリティ・リンク・ローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項を一般に開示するべきとしている。名古屋

銀行は個別ローンに関して第三者評価を取得しないことから、フレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した SLL ではないことを企業に説明することとしている。したがって、ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

フレームワークでは第三者の専門機関がレビューを実施にあたり指定されている。企業はレビュー実施済みのレポートを名古屋銀行へ提出し、名古屋銀行はこれに基づき SPTs の達成状況を確認する体制としている。名古屋銀行がフレームワークを運営するにあたり適切と考える検証フローが採用されていると判断できる。検証結果について外部公表はされないが、レポートと同様の整理ができる。

4. まとめ

評価対象の「めいぎんサステナビリティ・リンク・ローン」は主に中堅・中小企業を対象として、地球温暖化対策を広く促すことを目的として設定されている。対象企業にはサステナビリティに取り組む意志があることを求めるとともに、規模や業種を問わず利用しやすく設計されている。フレームワークに第三者評価を取得することで、幅広い顧客へ原則やガイドラインと統合的な融資スキームによるサステナビリティファイナンスの機会を提供することを目的として策定された。サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021 および環境省ガイドラインの「べきである」事項及び SLL の定義について整合性を評価した。KPI・SPTs の設定は原則・ガイドラインが求める方法に従ったものであることを確認した。KPI・SPTs の妥当性についての第三者検証やレポートにおける情報公開に関しては、原則・ガイドラインとの適合性はいえないものの、統合的な考え方のもと設計されていると判断できる。以上より評価対象は、原則・ガイドラインに整合的である。

以 上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。